

**令和 7 年度「第 3 期データヘルス計画」に係る市町村支援業務
委託仕様書【案】**

1 業務の目的

県内市町村が、第 3 期データヘルス計画に基づく保健事業を効率的かつ効果的に実施するための県の支援として、県が設定した 18 の共通評価指標（以下「県共通評価指標」という。）に係る県全体及び市町村毎のデータ分析を行い、分析結果を市町村に提供する。また、県共通評価指標の目標値を設定し、市町村に示す。

2 業務の名称

令和 7 年度「第 3 期データヘルス計画」に係る市町村支援業務

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

令和元年度から令和 6 年度までの 6 年間の国保総合及び後期高齢者医療請求支払システムのレセプトデータ、特定健診等データ管理システムの健診データを用いて下記の業務を行う。

（1）県共通評価指標に係るデータ分析

- ① 県共通評価指標について、令和元年度から令和 6 年度までの過去 6 か年分のデータを分析する。なお、データ分析に当たっては、以下の点に留意すること。

・ 県共通評価指標は、「別紙 1」のとおり。
・ データ分析結果は、県共通評価指標毎に 6 か年間の推移と、そこから分かる県及び市町村毎の状況・傾向及び健康課題等を文章で解説する。
・ 県内他の市町村との比較や、県全体の中での自団体の位置付けが明らかになるようグラフや図表を使用して示す。
・ 目指すべき保健事業の強化策等、市町村の保健事業の運用に有効な情報等を示す。
・ 市町村が自団体の計画に活用できるよう、前期高齢期、壮年期・中年期、青年期等の年齢層別に行う。

- ② 分析に必要なデータ（レセプト、健診、KDB）については、以下の点に留意すること。

・ 宮城県が宮城県国民健康保険団体連合会から入手し、委託業者に提供する。提供データは「別紙 2」のとおりとし、分析に係る注意点は「8 留意事項」のとおり。
・ データの提供時期は、令和元年度から令和 6 年度までのデータを 10 月に、ただし、令和 6 年度健診データについては令和 7 年 12 月に提供する予定。
・ 分析に必要な国の報告書等の情報や県内市町村の第 3 期データヘルス計画については、委託業者がホームページ等から入手する。（ホームページに未掲載の市町村計画については、県が入手し提供）

・令和6年度に実施した、令和3年度から令和5年度までの分析結果の提供も可能。

(2) 県共通評価指標に係る目標値の設定及び目標値に係る分析

県共通評価指標について、定量的・客観的な評価ができる具体的な目標値を設定する。なお、設定にあたっては、以下の点に留意すること。

・県共通評価指標毎に設定理由や分析データなどを基に目標値の設定根拠を明確にする。また、現況値（令和5年度及び令和6年度）も示す。

・設定した目標値は、県共通評価指標のデータ分析結果報告書へ反映させる。

(3) 説明会の開催

- ① 市町村を対象とした説明会を1回開催し、県共通評価指標の活用方法等を解説するほか、目標値について、概要及び設定根拠を解説する。
- ② 上記①のほか、運営や内容については県と委託業者が協議して決定する。また、開催方法はWeb・対面のハイブリッド形式で開催する。

5 想定スケジュール

時 期	内 容
令和7年9月	契約締結
令和7年10月	分析用データ提供（令和元年度～令和6年度） ※令和6年度健診データ除く
令和7年12月	分析用データ提供（令和6年度健診データ）
令和8年2月	説明会の開催
令和8年2月27日	成果物の納品（分析報告書など）
令和8年3月	業務完了報告書の提出、支払い

6 成果物

成果物については次のとおり納品すること。なお、市町村への提供は県が行う。

- (1) 上記4（1）分析結果等をまとめた報告書として、冊子1部及び電子データを電子媒体（CD-R等）で納品
- (2) 上記4（3）の説明会に係る資料の冊子1部及び電子データを電子媒体（CD-R等）で納品
- (3) 業務全体の報告書を冊子1部及び電子データを電子媒体（CD-R等）で納品

7 成果物の納入期限

令和8年2月27日（金）

8 留意事項

(1) 分析データに係る留意点

- ① KDBシステム等のデータは県が取得し、委託業者へ提供するものとする。
- ② KDBシステム等のデータや匿名加工データは何れも県に帰属する。
- ③ 本委託業務で必要となるデータ取得費用は県が負担し、取得データの納品媒体については、県が用意する。なお、データの納品に当たっては、県の指示を受ける

こと。

- ④ 匿名化の手続きについて、別紙4「情報セキュリティ特記事項」を遵守した端末を委託業者が準備し、匿名化作業やデータの移送についても委託業者が行うこととする。
 - ⑤ 情報資産の取り扱い場所について、匿名加工データを用いて委託業者の分析環境にて業務提供を行う際、外部ネットワークに繋がったクラウド上での匿名加工データの保管や、クラウド上での分析を行うことは問題ないが、別紙3「個人情報特記事項」及び別紙4「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、県、関係機関（市町村、宮城県国民健康保険団体連合会）と十分な連携を図るとともに、必要に応じて、有識者等の意見を聴取すること。

9 業務計画書及び業務完了報告書の提出

- (1) 本事業の委託契約締結後、速やかに業務計画書を提出すること。
- (2) 本業務が終了した後、速やかに業務完了報告書を提出すること。
- (3) 県は、必要に応じて、業務実施状況の報告を求めることができるものとする。

10 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属

本業務により得られた成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は県に帰属するものとする。

- (2) 秘密の保持

委託業者は、本業務により知り得た情報を、業務中及び業務完了後も業務に関係ない第三者に漏らしてはならない。

- (3) 匿名加工データの取扱い

匿名加工データは、個人データ等に含まれないものとし、匿名加工データが作成された後は、委託業者は、個人情報保護法第44条から第46条までに規定する匿名加工情報取扱事業者の義務を負うものとする。

11 個人情報の取扱い

個人情報の取扱は、別紙3「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

12 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策は、別紙4「情報セキュリティ特記事項」によるものとする。

13 経費

本事業の実施に必要な全ての経費は委託金に含むものとする。

14 その他

委託業者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。